

改正 昭和63年11月7日規則第107号
平成10年3月24日規則第22号
平成22年3月24日規則第17号

平成元年3月31日規則第68号
平成12年3月31日規則第159号
令和3年1月5日規則第2号

家畜伝染病まん延防止規則をここに公布する。

家畜伝染病まん延防止規則

(趣旨)

第1条 この規則は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、家畜等の移動等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動の禁止)

第2条 知事が指定する家畜及びその死体並びに家畜伝染病の病原体を拡散するおそれのある物品(知事が指定する家畜の肉、骨、皮、毛、血液、内臓、生乳、精液、卵、その他当該家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある一切の物品をいう。以下同じ。)は、知事が指定する期間、知事が指定する区域内で移動し、又は他の区域から当該区域へ若しくは当該区域から他の区域へ移動してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 家畜保健衛生所長の指示に従い、病性鑑定のため、家畜保健衛生所又は試験研究機関へ移動する場合
- (2) 家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがない移動として知事の許可を受けた場合
- (3) 家畜保健衛生所長があらかじめ知事の承認を得て移動を指示した場合

2 前項第2号の知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して、知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和3年規則2号〕

(移入の禁止)

第3条 知事が指定する家畜及びその死体並びに家畜伝染病の病原体を拡散するおそれのある物品は、知事が指定する期間、知事が指定する都府県の区域から道内へ移入してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の知事の許可を受けようとする者は、別記第2号様式の申請書を、当該家畜の移入地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して、知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和3年規則2号〕

(検査証明書を有しない蜜蜂等の移出入の禁止)

第4条 蜜蜂及び蜜蜂の腐蛆(そ)病の病原体を拡散するおそれがある物品(採蜜について利用中の蜜蜂を入れた巣箱並びに当該巣箱内の巣脾(ひ)及び巣わく並びに蜜及び蜜ろうをいう。以下同じ。)は、移入直前の飼育地の都府県知事、家畜保健衛生所長若しくは家畜防疫員が発行した腐蛆病にかかっていない旨を記載した検査証明書又は家畜防疫官が発行した輸入検査証明書を有し、かつ、その証明書に記載されているものであることを確認することができるものでなければ、道内へ移入してはならない。

2 蜜蜂及び蜜蜂の腐蛆病の病原体を拡散するおそれがある物品は、あらかじめ知事が定める期間内において、家畜保健衛生所長が行う検査に合格したものでなければ、道外へ移出してはならない。

3 前項の検査を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

4 家畜保健衛生所長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、当該検査に合格した者に対し、別記第4号様式の検査証明書を交付するものとする。この場合において、当該検査に合格した者から求めがあったときは、併せて巣箱ごとに貼付する別記第5号様式の検査済証を交付するものとする。

一部改正〔令和3年規則2号〕

(家畜集合施設の開催等の制限)

第5条 知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認めるときは、競馬、家畜市場、

家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業について、期間を定め、その停止又は制限を命ずるものとする。

(放牧等の制限)

第6条 知事が指定する家畜は、知事が指定する期間、知事が指定する区域内において、放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指定の告示)

第7条 この規則の規定による知事の指定は、告示によって行うものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の規則は、廃止する。

(1) ひな白痢発生蔓延防止に伴う種卵のふ化禁止規則(昭和26年北海道規則第186号)

(2) 豚コレラまん延防止に関する豚及び物品の移入禁止規則(昭和27年北海道規則第85号)

(3) みつばちの腐そ病のまん延防止に関するみつばち及び物品の移動禁止規則(昭和31年北海道規則第75号)

(4) ニューカッスル病のまん延防止のための鶏、あひるその他物品の移入禁止規則(昭和41年北海道規則第4号)

(5) ニューカッスル病まん延防止のための鶏、あひる、七面鳥、うずらその他物品の移動禁止規則(昭和43年北海道規則第16号)

(6) 牛の流行性感冒まん延防止のための牛及び物品の移動禁止規則(昭和44年北海道規則第5号)

(7) 豚コレラまん延防止のための豚その他物品の移動禁止規則(昭和46年北海道規則第10号)

附 則(昭和63年11月7日規則第107号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月24日規則第22号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成12年3月31日規則第159号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(令和3年1月5日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の家畜伝染病まん延防止規則（以下「改正前の規則」という。）別記第4号様式の検査証明書又は改正前の規則別記第5号様式の検査済証で現にその効力を有するものは、それぞれこの規則による改正後の家畜伝染病まん延防止規則（以下「改正後の規則」という。）別記第4号様式の検査証明書又は改正後の規則別記第5号様式の検査済証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第3号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

(第2条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・12年159号・22年17号・令和3年2号〕

別記第2号様式

(第3条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・12年159号・22年17号・令和3年2号〕

別記第3号様式

(第4条関係)

一部改正〔昭和63年規則107号・平成元年68号・10年22号・22年17号・令和3年2号〕

別記第4号様式

(第4条関係)

全部改正〔令和3年規則2号〕

別記第5号様式

(第4条関係)

一部改正〔平成元年規則68号・22年17号・令和3年2号〕